

## 平成28年第1回砂川市議会定例会

平成28年3月10日（木曜日）第4号

### ○議事日程

#### 開議宣告

- 日程第 1
- 議案第13号 砂川市行政不服審査会条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第27号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について
  - 議案第28号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について
  - 議案第29号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

## 散会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1 3 号 砂川市行政不服審査会条例の制定について  
議案第 1 4 号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定について  
議案第 1 5 号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定について  
議案第 1 6 号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 9 号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 0 号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 7 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 1 8 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 1 号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 2 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 3 号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 4 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 5 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 6 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 2 7 号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第 3 0 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について  
議案第 2 8 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について  
議案第 2 9 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

### ○出席議員（13名）

議長 飯澤明彦君  
 議員 増井浩一君  
       増山裕司君  
       佐々木政幸君  
       武田圭介君  
       北谷文夫君  
       小黒弘君

副議長 水島美喜子君  
 議員 多比良和伸君  
       中道博武君  
       武田真君  
       辻勲君  
       沢田広志君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	遠藤芳春
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長	湯浅克己
兼会計管理者	
総務部審議監	熊崎一弘
市民部長	高橋豊
経済部長	田伏清巳
建設部長	古木信繁
病院事務局長	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	河原希之

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
教育次長	和泉肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監査事務局長	中出利明
--------	------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農業委員会事務局長 田 伏 清 巳

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 峯 田 和 興

事 務 局 次 長 高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

開議 午前 9時59分

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

- ◎日程第1
- 議案第13号 砂川市行政不服審査会条例の制定について
  - 議案第14号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定について
  - 議案第15号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定について
  - 議案第16号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第19号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第20号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第18号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第22号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第23号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第25号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第26号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 27 号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 30 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について

議案第 28 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について

議案第 29 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定について

○議長 飯澤明彦君 日程第 1、議案第 13 号 砂川市行政不服審査会条例の制定について、議案第 14 号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定について、議案第 15 号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定について、議案第 16 号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 19 号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 20 号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 17 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 18 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 21 号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 22 号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 23 号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 24 号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第 25 号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 26 号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 27 号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定について、議案第 30 号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画について、議案第 28 号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定について、議案第 29 号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についての 18 件を一括議題とします。

各議案に対する提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 湯浅克己君（登壇） 私から議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 16 号、議案第 19 号、議案第 20 号、議案第 17 号、議案第 18 号について順次ご説明を申し上げます。

初めに、議案第 13 号 砂川市行政不服審査会条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由であります。行政不服審査法の規定に基づき、砂川市行政不服審査会を設置するため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、制定の概要について申し上げますが、行政処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度について国民がより利用しやすいようにするため、行政不服審査法が全部改正され、本年4月1日から施行されます。この改正により、公正性の向上、使いやすきの向上、国民の救済手段の充実、拡充を目的として新たに審理員による審理の主催や第三者機関による審査等が規定され、地方公共団体においても法の施行に際し必要な措置をとる必要があります。このため、本市における不服申し立てに対する第三者機関の設置に関して規定する砂川市行政不服審査会条例を制定するものであります。

それでは、次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市行政不服審査会条例についてご説明を申し上げます。

第1条は、設置の定めであり、この条例は、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、砂川市行政不服審査会を置くことと定めるものであります。

第2条は、所掌事項の定めであり、審査会は不服申立てに係る諮問に対する答申、調査審議その他法に基づき、その権限に属させられた事項を処理すると定めるものであります。

第3条は、構成の定めであり、審査会は、委員5人以内をもって構成すると定めるものであります。

第4条は、委員の定めであり、第1項は、委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関してすぐれた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

第2項として、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3項として、委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第4項として、委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならないと定めるものであります。

第5条は、委員長の定めであり、第1項として、審査会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

第2項として、委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

第3項として、委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理すると定めるものであります。

第6条は、会議の定めであり、第1項として、審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

第2項として、審査会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

第3項として、審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第4項として、委員は、自己の利害に関する議事に参与することができないと定めるも

のであります。

第7条は、庶務の定めであり、委員会の庶務は、総務部総務課において行うと定めるものであります。

第8条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、審査会の審査審議の手續に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定めるとするものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、準備行為の定めであり、第4条第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行日前においてもすることができるとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

第8条の部分に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。第8条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、審査会の調査審議のところを審査審議と申しました。こちら訂正をさせていただきます。失礼いたしました。

続きまして、議案第14号 砂川市職員の退職管理に関する条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理に関する必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

初めに、制定の概要について申し上げますが、地方公務員法の改正により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前の5年間の職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけが禁止されますが、元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長、課長相当職についていた者に対しては、その職務に関し、離職後2年間、現役職員への働きかけを禁止すること、また再就職した元職員に対して再就職情報の届け出を義務づけることについて、それぞれ地方公共団体が必要と認める場合は条例により定めることができるとされておりますので、退職管理の適正化を図るため、砂川市職員の退職管理に関する条例を制定するものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市職員の退職管理に関する条例についてご説明を申し上げます。

第1条は、制定の趣旨の定めであり、この条例は、地方公務員法第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものであります。

第2条は、再就職者による依頼等の規制の定めであり、地方公務員法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、営利企業等に再就職した元職員のうち、離職した日の5年前の日より前に国の部長又は課長の職に相当する職に就いていた者は、



当該職に就いていた時に在籍していた執行機関の組織等の職員等に対し、契約等事務であって離職した日の5年前の日より前の職務に属するものに関し、離職後2年間は当該職務に関して働きかけを規制することを定めるものであります。

第3条は、任命権者への届け出の定めであり、管理又は監督の地位にあった元職員は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合、又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合等を除き、再就職情報を速やかに届け出なければならないことを定めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第16号 砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

制定の理由であります。行政不服審査法の施行に伴い、砂川市個人情報保護条例等の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市個人情報保護条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第16号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個人情報保護条例の一部改正であります。

第5条は、収集の制限の定めであり、第4項として「実施機関は、前項第4号の規定により個人情報を本人以外のものから収集したときは、本人に速やかに通知するものとする。」を加えるものであります。

第6条は、利用及び提供の制限の定めであり、第3項として「実施機関は、第1項第4号の規定により個人情報の目的外利用等を行ったときは、本人に速やかに通知するものとする。」、第4項として「実施機関は、第1項ただし書の規定により個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供するときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害することのないようにしなければならない。」を加えるものであります。

第6条の2は、保有特定個人情報の利用の制限の定めであり、第2項にただし書きとして、保有特定個人情報を取扱目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないを加えるものであります。

第24条は、不服申し立てに関する手続の定めであり、「又は訂正等の請求に対する決定」を「若しくは訂正等の請求に対する決定又は開示請求若しくは訂正等の請求に係る不作為」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申し立てに対する決定」を「不服申し立てに対する裁決」

に改め、同条に第2項として「前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。」を加えるものであります。

第26条は、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続の定めであり、各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等」の次に「（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）」を加え、「開示する旨の決定」を「開示する旨の裁決」に改めるものであります。

第2条は、砂川市情報公開条例の一部改正であります。

第16条は、不服申し立てに関する手続の定めであり、「第7条第1項の規定による決定」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「不服申立てに対する決定」を「不服申立てに対する裁決」に改め、同条に第2項として「前項の不服申立てについては、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。」を加えるものであります。

第18条は、第三者からの不服申し立てを棄却する場合等における手続についての定めであり、各号列記以外の部分中「決定」を「裁決」に改め、同条第1号中「棄却する決定」を「棄却する裁決」に改め、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」の次に「（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」を加え、「公開する旨の決定」を「公開する旨の裁決」に改めるものであります。

第3条は、砂川市行政手続条例の一部改正であります。

第3条は、適用除外の定めであり、第10号中「、異議申立て」及び「、決定」を削るものであります。

第4条は、砂川市税条例の一部改正であります。

第18条の2は、災害等による期限の延長の定めであり、「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

第5条は、砂川市手数料条例の一部改正であります。

第1条は、趣旨の定めであり、「により、」を「による」に改め、「手数料」の次に「及び行政不服審査法の規定によるその事務について徴収する手数料」を加えるものであります。

第3条は、手数料の徴収の定めであり、第1項第6号中「国家公務員共済組合法第114条」を「国家公務員共済組合法第113条」に改め、同条第8号中「市長」の次に「（行政不服審査法第38条（同法第66条及び他の法律において準用する場合を含む。）の規定に基づき、審理員が行う提出書類等の写しの交付にあつては審理員、同法第81条の規定に基づき、同条の機関が行う主張書面等の写しの交付にあつては当該機関。第6条、第7条において同じ。）」を加えるものであります。

別表第2は、手数料及び徴収する事項並びにその金額であります。第19項中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め、第27項中「又は第18条第4項」を削り、第38項として「審査請求に関する提出書類等及び主張書面等の写しの交付（電磁的記録、いわゆる電子データとして記録された事項を記載した書面の交付を含む。）手数料」を加え、根拠法令及び根拠条項等は行政不服審査法第38条又は第81条であり、手数料の額として1枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、50円）を定めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第19号 砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、行政不服審査法の改正等に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市特別職の職員で非常勤のものの給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第19号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいますと左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

別表（第2条関係）は、特別職の非常勤職員に支給する報酬額の定めであり、表中、教育委員会委員の項について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき、特別職として就任する教育長と教育委員長が一本化されることから、右欄の備考の委員長又は会長には2,000円を加給する規定を削るものであります。

6ページをお開きいただきたいと存じます。次に、行政不服審査法の全部改正により、地方公共団体においては第三者機関として行政不服審査会の設置が義務づけられたことに伴い、情報公開審査会委員の項の次に行政不服審査会委員を加え、日額報酬及び委員長への加給についてそれぞれ定めるものであります。

次に、鳥獣被害対策実施隊員の項について、右欄の備考にヒグマ対策の出動時及び猟銃によるヒグマ及びエゾシカの駆除の際には、日額報酬に加給する規定を加えるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第20号 砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、行政不服審査法施行令の施行に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。砂川市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第20号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第4条は、審査の申し出の定めであり、第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として「審査の申出に係る処分の内容」を加え、第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法第13条第1項」を「行政不服審査法施行令第3条第1項」に改め、第6項として「審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。」を加えるものであります。

第6条は、書面審理の定めであり、第3項を第4項とし、第2項ただし書きを削り、同項を第3項とし、第2項として、前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織、いわゆるオンラインで接続されている電子計算機を使用して弁明がなされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす規定を加え、第5号として「委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。」を加えるものであります。

第10条から第14条までを2条ずつ繰り下げ、第12条から第16条とし、新たに第10条、第11条を加えるものであります。

第10条は、手数料の額等の定めであり、第1項として、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第4項の規定によるところの審理手続が終結するまでの間において、提出書類等の書面若しくは書類の写しの交付を受ける審査申出人が実費の範囲内で納付しなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる交付の方法の区分に応じ、当該各号に定める額と規定するものであります。

第1号として、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定によるところの審査申出人が求める書面若しくは書類を複写機により複写、または電磁的記録に、いわゆる電子データとして記録された事項を出力したものの交付について用紙の片面若しくは両面に白黒で複写、又は出力したものは用紙1枚につき10円、用紙の片面若しくは両面にカラーで複写、又は出力したものは50円とし、両面に複写、又は出力されたものは片面を1枚として手数料の額を算定すると定めるものであります。

第2号として、法第433条第11項において読み替えて準用する行政不服審査法第38条第1項の規定によるところの審査申出人が求める電子データとして記録された書面の交付を情報通信技術利用法第4条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織、いわゆるオンラインで接続されている電子計算機を使用して行う方法、前号に掲げる交付

の方法（用紙の片面に複写し、又は出力する方法に限る。）によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙1枚につき10円と定め、第2項として手数料は交付を求めるときに審査申出人から現金でこれを徴収すると定めるものであります。

第11条は、手数料の免除の定めであり、第1項として、委員会は、審査申出人が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、免除することができる。

第2項として、手数料の免除を受けようとする審査申出人は、交付を求めるときに、併せて当該免除を求める旨及びその理由を記載した書面を委員会に提出しなければならない。

第3項として、前項の書面には、審査申出人が生活保護法第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならないとするものであります。

改正後の第13条は、決定書の作成の定めであり、「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、第1号として主文、第2号として事案の概要、第3号として審査申出人及び市長の主張の要旨、第4号として理由を加えるものであります。

附則として、第1項は施行期日の定めであり、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、それぞれの改正に関する部分は特段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日以後から適用するもので、平成27年度分までは、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、戻りまして議案第17号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

改正の理由は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと思います。職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては5ページ、議案第17号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正であります。

第2条は、降任、免職及び休職の手続の定めであり、人事評価制度の導入に伴い、第1項中「勤務成績を評定するに足ると認められる客観的事実に基づき、勤務成績の不良な」を「人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない」に改めるもの

であります。

第2条は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正であります。

第1項は、条例の趣旨の定めであり、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

第3条は、砂川市職員諸給与条例の一部改正であります。

第1条は、この条例の目的の定めであり、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

第3条は、給料表の定めであり、これまで規則で定めていた職員の職務の区分とその内容に係る級別職務分類基準表を地方公務員法の改正に伴い、等級別基準職務表として条例で定めることが義務づけられたことから、第2項を削るものであります。新たに等級別基準職務表の定めである第3条の2を加え、職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、給料表別に別表第6に定めるとするものであります。

第4条は、昇給の基準の定めであり、第1項中「第3条第2項の規則で定める職務の区分」を「前条で定める基準」に改めるものであります。

第33条の3は、期末手当支給の一次差しとめの定めであり、第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改めるものであります。

7ページをお開きいただきたいと存じます。第4条は、砂川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正であります。

第3条は、市長に対する任命権者の報告事項の定めであり、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号として「職員の人事評価の状況」を加え、現行の第7号を第9号、第8号を第10号とし、現行の第6号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を8号とし、第7号として「職員の退職管理の状況」を加えるものであります。

第5条は、市長に対する砂川地区公平委員会の報告事項の定めであり、第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改めるものであります。

8ページをお開きいただきたいと存じます。第5条は、砂川市職員の旅費に関する条例の一部改正であります。

第1条は、目的の定めであり、「第24条第6項」を「第24条第5項」に改めるものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

失礼いたしました。第2条の職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正の部分につきまして、第1条の条例の趣旨の定め部分を第1項の条例の趣旨の定めと申し上げ

ました。訂正をさせていただきます。

続きまして、議案第18号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご報告申し上げます。

改正の理由は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、他の法令による給付との調整率を変更するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第18号附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左側が現行、右側が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則第5条は、他の法令による給付との調整の定めであり、第1項の表は補償年金の種類に応じた給付の調整を定めたものであり、左側の傷病補償年金の給付に関して、中欄の障害厚生年金等が給付される場合に乘じる右欄の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。第2項の表は、休業補償の給付の調整を定めたものであり、休業補償の給付に関して同一の事由により、左欄の障害厚生年金等が給付される場合に乘じる右欄の調整率を「0.86」から「0.88」に改めるものであります。

附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行日以前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る傷病補償年金及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例によることを定めたものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 議案第15号 砂川市病院事業看護学生修学資金貸与条例の制定についてご説明申し上げます。

制定の理由であります。砂川市立病院の看護師の安定的な確保を図るため、本条例を制定しようとするものであります。

このことに関しまして若干ご説明を加えさせていただきます。修学資金の貸与につきましては、現在砂川市病院事業看護学生修学資金貸与規程に基づき実施しておりますが、新たに返還の免除に関する規定を定めることから、貸与の対象、貸与の額、返還の猶予等を条例で規定し、貸与の申請方法等は5ページから6ページの議案第15号附属説明資料、砂川市病院事業看護学生修学資金貸与規程において定めることになるものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、目的の定めであり、この条例は、養成施設に在学する者で、将来、砂川市立病院において看護師の業務に従事しようとする者に対し、修学上必要な資金を貸与することにより、市立病院における看護師の安定的な確保を図ることを目的とするものであります。

第2条は、定義の定めであり、この条例において、第1号から第3号までに掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものであります。

第3条は、修学資金の貸与の定めであり、第1項は、養成施設に在学する者であって、指定勤務をしようとする意思を有する者に対し、無利息で修学資金を貸与することができるとするものであります。

第2項は、修学資金の貸与の額は、月額3万円以内とするものであります。

第4条は、貸与期間及び方法の定めであり、第1項は、修学資金の貸与の期間は、養成施設入学の月から卒業の月までの修学期間とし、36月を限度とするものであります。

第2項は、貸与方法の定めであります。

第5条は、貸与の決定の取り消しの定めであり、被貸与者がこの条例において第1号から第6号までに定める事項のいずれかに該当するに至ったときは、貸与の決定を取り消すものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。第6条は、貸与の休止の定めであり、被貸与者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、修学資金の貸与を休止するものであります。

第7条は、返還の定めであり、被貸与者がこの条例において第1号から第3号までに定める事項のいずれかに該当する事由が生じたときは、貸与された就学資金を返還しなければならないとするものであります。

第8条は、返還の猶予の定めであり、被貸与者がこの条例において第1号から第5号までに定める事項のいずれかに該当する場合は、必要と認められる期間について就学資金の返還を猶予することができるとするものであります。

第9条は、返還の免除の定めであり、第1項は、被貸与者がこの条例において第1号から第3号までに定める事項のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還債務の全部又は一部を免除することができるとするものであります。

第2項は、被貸与者が指定勤務を行った場合において、当該指定勤務を行った期間が指定期間に達しなかったときは、貸与した月数に当該指定勤務を行った月数を乗じて得た額を限度として、修学資金の返還債務を免除することができるとするものであります。

第10条は、委任の定めであり、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定めるものであります。

4ページをお開きいただきたいと存じます。附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。



なお……

〔何事か呼ぶ者あり〕

先ほど第9条の第2項のところ、貸与した月額と言うべきところを月数と申し上げました。月額ということでございます。訂正方おわび申し上げます。

なお、5ページ及び6ページには附属説明資料として砂川市病院事業看護学生修学資金貸与規程を添付しておりますので、ご高覧の上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 議案第21号の提案説明は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時53分

○副議長 水島美喜子君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて提案説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から議案第21号、議案第22号、議案第24号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第21号 砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります、建築基準法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、建築基準法施行令を引用する条項の整理を図るため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、家庭的保育事業等につきましては、現在本市に該当する施設がないことから、本条例改正に伴う影響はありません。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例であります、改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第28条は、設備の基準の定めであり、同条第7号イの表になります。表の構成は、左から階、区分、施設又は設備となっております。

4ページになります。階の項中、4階以上の階、区分の項中、避難用で、施設又は設備の項中、現行「外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備を有する」を削除し、現行「同条第3項第2号、第3号及び第9号」を改正後は「同条第3項第2号、第3号、第4号及び第10号」に改めるものであります。

なお、第43条第9号イの表においても同様の改正内容でありますので、説明を省略さ

させていただきます。

6ページをお開き願います。附則として、この条例は、平成28年6月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第22号 砂川市学童保育条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。施設の老朽化等に伴い、砂川南学童保育所を廃止し、砂川学童保育所及び豊沼学童保育所を設置するとともに、砂川中央学童保育所を移転するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市学童保育条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、目的の定めであり、現行「、砂川南学童保育所を設置するとともに、次条第2項に定める施設」を改正後は「、学童保育所を設置するとともに、次条に定める施設」に改めるものであります。

第2条は、見出しを現行「（施設の名称及び位置等）」から改正後は「（学童保育所）」に改め、現行同条第1項「砂川南学童保育所の位置は、砂川市西3条南10丁目2番15号とし、定員を50人とする」、第2項「前項に定めるもののほか、学童保育は、児童を指導及び保育するのに適当であると市長が認めた次の施設において行うものとする。」を改正後は第1項として「学童保育は、市長が認めた次の施設において行うものとする。」に改めるものであります。

名称、施設、住所、定員の表につきましては、改正後、新たに名称、砂川学童保育所、施設、砂川市立砂川小学校、住所、砂川市西3条南8丁目1番1号、定員、40人及び名称、豊沼学童保育所、施設、砂川市立豊沼小学校、住所、砂川市東5条南17丁目227番地、定員、40人を加えるものであります。現行、名称、砂川中央学童保育所、施設、砂川総合福祉センター、住所、砂川市西7条北4丁目1番1号、定員、40人を改正後は名称、中央学童保育所、施設、砂川市立中央小学校、住所、砂川市晴見1条北7丁目69番地9、定員40人に改めるものであります。現行の空知太学童保育所及び北光学童保育所は、同様の名称等のまま改正後の表の中に入るものであります。

以上、現行学童保育所4施設を改正後は5施設とし、開設箇所を1カ所増設するものであります。

第6条は、保育料の定めであり、3ページから4ページになります。第1項、第2項及び第3項中、現行「砂川中央学童保育所及び砂川南学童保育所」を改正後は各項それぞれ「砂川学童保育所、豊沼学童保育所及び中央学童保育所」に改めるものであります。

4ページになります。附則として、第1項は、施行期日の定めであり、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、準備行為の定めであり、この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができるとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第24号 砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由であります。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例等の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。第1条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。

条例改正の概要を説明させていただきます。今回の改正により、新たなサービスである地域密着型通所介護、いわゆる小規模デイサービスが創設され、定員18人以下の小規模事業所が新サービスへ移行することとなり、同時に指定、監督権限が北海道から市町村に移譲されることとなります。また、要介護者における指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護事業の基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準を定めるとともに、指定認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置の義務づけ及び条文等の整理を行うものであり、本市では8事業所のうち4事業所が対象となる予定であります。

改正の内容につきましては、21ページ、附属説明資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。向かいます左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましては、アンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。

目次に第3章の2、地域密着型通所介護、第1節、基本方針、第2節、人員に関する基準、第3節、設備に関する基準、第4節、運営に関する基準、第5節、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準、第1款、この節の趣旨及び基本方針、第2款、人員に関する基準、第3款、設備に関する基準、第4款、運営に関する基準を加えるものであります。

第16条は、心身の状況等の把握の定めであり、同条の現行「第8条第23項」を改正後は「第8条第24項」に、現行「及び第69条」を改正後は「、第61条の6、第61条の28及び第61条の29」に改めるものであります。

22ページをお開き願います。第19条は、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供の定めであり、同条の現行「第8条第23項」を改正後は「第8条第24項」に改めるものであります。

第32条及び第56条は、管理者等の責務の定めであり、同条第2項の現行「この章」を改正後はそれぞれ「この節」に改めるものであります。

第3章の2、地域密着型通所介護として、第1節から第4節及び第5節の第1款から第4款までを加えるものであります。第1節は、基本方針であり、第61条の2に指定地域密着型通所介護の基本方針を定めるものであります。

23ページから25ページになります。第2節は、人員に関する基準であり、第61条の3は従業者の員数の定めであり、生活相談員、看護師又は准看護師、介護職員及び機能訓練指導員の員数等を定めるものであります。

25ページの第61条の4は、管理者の定めであります。25ページから26ページになります。第3節は、設備に関する基準であり、第61条の5は設備及び備品等の定めであります。

26ページから33ページになります。第4節は、運営に関する基準であり、第61条の6は心身の状況等の把握の定め、第61条の7は利用料等の受領の定め、27ページ、第61条の8は指定地域密着型通所介護の基本取り扱い方針の定め、第61条の9は指定地域密着型通所介護の具体的取り扱い方針の定め、28ページ、第61条の10は地域密着型通所介護計画の作成の定め、29ページ、第61条の11は管理者の責務の定め、第61条の12は運営規程の定め、30ページ、第61条の13は勤務体制の確保の定め、第61条の14は定員の遵守の定め、第61条の15は非常災害対策の定め、第61条の16は衛生管理等の定めであります。

31ページ、第61条の17は、地域との連携等の定めであり、第1項で指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、知見を有する者等で構成される運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとするものであります。

同条第2項は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、公表しなければならないとするものであります。

同条第3項は、当該事業者は、その運営に当たって、地域住民等との交流を図らなければならないとするものであります。

同条第4項は、利用者の苦情等に対する市への協力について。

同条第5項は、当該事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者へ介護サービスの提供を行うように努めるべきものとするものであります。

32ページ、第61条の18は事故発生時の対応の定め、第61条の19は記録の整備の定め、33ページ、第61条の20は準用の定めであります。

第5節は、指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準であります。

第1款は、この節の趣旨及び基本方針であり、第61条の21はこの節の趣旨の定め、第61条の22は基本方針の定めであります。

34ページになります。第2款は、人員に関する基準であり、第61条の23は従業者の員数の定め、第61条の24は管理者の定めであります。

35ページになります。第3款は、設備に関する基準であり、第61条の25は利用定員の定め、第61条の26は設備及び備品等の定めであります。

35ページから41ページになります。第4款は、運営に関する基準であり、第61条の27は内容及び手続の説明及び同意の定め、36ページ、第61条の28は心身の状況等の把握の定め、第61条の29は指定居宅介護支援事業者等との連携の定め、37ページ、第61条の30は指定療養通所介護の具体的取り扱い方針の定め、第61条の31は療養通所介護計画の作成の定め、38ページ、第61条の32は緊急時等の対応の定め、第61条の33は管理者の責務の定め、39ページ、第61条の34は運営規程の定め、第61条の35は緊急時対応医療機関の定め、40ページ、第61条の36は安全・サービス提供管理委員会の設置の定め、第61条の37は記録の整備の定め、41ページ、第61条の38は準用の定めであります。

第62条の現行「(法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。)」を削除するものであります。

42ページをお開き願います。第67条は、利用定員等の定めであり、同条第1項の現行「第8条第19項」を改正後は「第8条第20項」に改め、同条第2項の現行「第8条第24項」を改正後は「第8条第25項」に改めるものであります。

第69条は、心身の状況等の把握の定めであり、同条を削除するものであります。

43ページをお開き願います。第70条は、利用料等の受領の定めであり、同条を削除するものであります。

44ページをお開き願います。第71条は、指定認知症対応型通所介護の基本取り扱い方針の定めであり、同条第2項の現行「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を加えるものであります。

第74条は、管理者の責務の定めであり、同条を削除するものであります。

第75条は、運営規程の定めであり、同条第4号の現行「第77条において同じ。」を削除するものであります。

第76条は勤務体制の確保の定め、45ページになります。第77条は定員の遵守の定

め、第78条は非常災害対策の定め、第79条は衛生管理等の定め、46ページになります、第80条は地域との連携等の定めであり、第76条から第80条までそれぞれ削除するものであります。

第80条の2は、事故発生時の対応の定めであり、同条を全て削除するものであります。

第81条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第5号の現行「前条第2項」を改正後は「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、47ページになります、同項第5号の次に第6号「次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録」を加えるものであります。

第82条は、準用の定めであり、同条の現行「、第42条」を削除し、現行「及び第55条」を改正後は「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に改め、現行「読み替えるものとする。」を改正後は「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。」に改めるものであります。

第107条は、地域との連携等の定めであり、同条を削除するものであります。

48ページをお開き願います。第109条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第8号の現行「第107条第2項」を改正後は「次条において準用する第61条の17第2項」に改めるものであります。

第110条は、準用の定めであり、同条の現行「、第74条、第76条及び第79条」を改正後は「、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17」に改め、49ページになります、現行「第74条第2項」を改正後は「第61条の11第2項」に改め、現行「第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を改正後は「第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に改め、現行「読み替えるものとする。」を改正後は「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。」に改めるものであります。

第111条の現行「第8条第19項」を改正後は「第8条第20項」に改めるものであります。

第129条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第7号の現行「第107条第2項」を改正後は「第61条の17第2項」に改めるものであります。

第130条は、準用の定めであり、同条の現行「、第74条、第79条」を改正後は「、第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで」に改め、現行「、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を改正後は「及び第106条」に

改め、50ページになります。現行「第74条第2項」を改正後は「第61条の11第2項」に改め、現行「「第6章第4節」と」の次に「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、現行「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削除するものであります。

第131条の現行「第8条第20項」を改正後は「第8条第21項」に改めるものであります。

第150条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第8号の現行「第107条第2項」を改正後は「第61条の17第2項」に改めるものであります。

51ページをお開き願います。第151条は、準用の定めであり、同条の現行「、第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで」を改正後は「、第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条」に改め、現行「第74条第2項」を改正後は「第61条の11第2項」に改め、現行「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を改正後は「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改めるものであります。

第152条の現行「第8条第21項」を改正後は「第8条第22項」に改めるものであります。

第153条第13項の現行「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加えるものであります。

52ページをお開き願います。第178条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第7号の現行「第107条第2項」を改正後は「第61条の17第2項」に改めるものであります。

第179条は、準用の定めであり、同条の現行「、第74条、第78条及び第107条第1項から第4項まで」を改正後は「、第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に改め、現行「第74条第2項」を改正後は「第61条の11第2項」に改め、現行「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況と」を改正後は「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を

有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改めるものであります。

53ページをお開き願います。第191条は、準用の定めであり、同条の現行「、第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を改正後は「、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで」に改め、現行「第74条第2項」を改正後は第61条の11第2項に改め、現行「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を改正後は「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」とに改めるものであります。

第203条は、記録の整備の定めであり、54ページになります、同条第2項第10号の現行「第107条第2項」を改正後は「第61条の17第2項」に改めるものであります。

204条は、準用の定めであり、同条の現行「、第74条、第76条、第79条」を改正後は「、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に改め、現行「及び第102条から第108条まで」を改正後は「、第102条から第106条まで及び第108条」に改め、現行「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を改正後は「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改めるものであります。

55ページをお開きいただきたいと存じます。第2条は、砂川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例の一部改正であります。

本条例改正は、新たに指定介護予防認知症対応型通所介護における運営推進会議の設置の義務づけ及び条文等の整理を行うものであります。

第10条は、利用定員等の定めであり、同条第1項の現行「第8条第19項」を改正後は「第8条第20項」に改め、同条第2項の現行「第8条第24項」を改正後は「第8条第25項」に改めるものであります。

55ページから56ページになります。第40条は、地域との連携等の定めであり、現



行の第1項を第3項とし、第2項を第4項とし、改正後に第1項、第2項及び第5項を加えるものであります。

同条第1項として、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は地域包括支援センターの職員、知見をする者等で構成される運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとするものであります。

同条第2項は、第1項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成し、当該記録を公表しなければならないとするものであります。

同条第5項は、当該事業所と同一の建物に居住する利用者以外の者へ介護サービスの提供を行うように努めるべきものとするものであります。

第41条は、記録の整備の定めであり、現行同条第2項第5号の次に、第6号「前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録」を加えるものであります。

第63条は、地域との連携等の定めであり、同条を削除するものであります。

57ページをお開き願います。第65条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第8号の現行「第63条第2項」を改正後は「次条において準用する第40条第2項」に改めるものであります。

58ページをお開き願います。第66条は、準用の定めであり、同条の現行「及び第39条」を改正後は「から第40条まで」に改め、現行「読み替える」を改正後は「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改めるものであります。

第86条は、記録の整備の定めであり、同条第2項第7号の現行「第63条第2項」を改正後は「第40条第2項」に改めるものであります。

第87条は、準用の定めであり、同条の現行「第39条」の次に「、第40条」を加え、現行「第60条、第62条及び第63条」を改正後は「第60条及び第62条」に改め、59ページになります。現行「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、現行「と、第63条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削除するものであります。

60ページをお開きいただきたいと思います。第3条は、砂川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正であります。

第3条は、基本方針の定めであり、同条第4項の現行「第8条第24項」を改正後は「第8条第25項」に改めるものであります。

附則として、第1条は、施行期日の定めであり、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2条は、経過措置の定めであり、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申し出を行った上で、この条例の施行の日から砂川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができるとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 議案第23号 砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本市における子育て支援施策の推進に当たり、父子及び寡婦（夫）世帯に対する支援の拡充を図るため、砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正しようとするものであります。

初めに、改正の概要について申し上げますが、砂川市の水道料金、下水道使用料、個別排水処理施設使用料は、生活保護世帯と母子世帯、老人世帯及び重度身体障害者世帯の市民税非課税世帯に対し、福祉の増進と生活の安定を図ることを目的にそれぞれ料金の助成等を行っておりますが、対象世帯の母子世帯に父子及び寡婦（夫）世帯を加え、支援の拡充を図るものであります。

それでは、次ページをお開きいただきたいと思います。砂川市個別排水処理施設条例等の一部を改正する条例であります。改正の内容については3ページ、議案第23号附属説明資料の新旧対照表によりご説明を申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっております。改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第1条は、砂川市個別排水処理施設条例の一部改正であります。

第2条は、用語の定義であり、第5号は一般用第1種の対象世帯を定めておりますが、「母子世帯、70歳以上の老人世帯及び重度身体障害者世帯」及び「母子、老人及び障害者世帯」にそれぞれ父子及び寡婦（夫）を加え、「母子、父子及び寡婦（夫）世帯、70

歳以上の老人世帯並びに重度身体障害者世帯」及び「母子、父子及び寡婦（夫）、老人並びに障害者世帯」に改めるものであります。

第2条は、砂川市水道料金助成条例の一部改正であります。

第1条は、目的であり、「母子世帯、老人世帯及び重度身体障害者世帯」に父子及び寡婦（夫）を加え、「母子、父子及び寡婦（夫）世帯、老人世帯並びに重度身体障害者世帯」に改めるものであります。

第2条は、助成対象者であり、第1号イ「母子世帯」に父子及び寡婦（夫）を加え、「母子、父子及び寡婦（夫）世帯」に改めるものであります。

4ページをお開き願います。第3条は、砂川市下水道条例の一部改正であります。

第2条は、用語の定義であり、第14号は一般用第1種の対象世帯を定めておりますが、「母子世帯、70歳以上の老人世帯及び重度身体障害者世帯」及び「母子、老人及び障害者世帯」にそれぞれ父子及び寡婦（夫）を加え、「母子、父子及び寡婦（夫）世帯、70歳以上の老人世帯並びに重度身体障害者世帯」及び「母子、父子及び寡婦（夫）、老人並びに障害者世帯」に改めるものであります。

附則として、この条例につきましては、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君（登壇） それでは、私から議案第25号、第26号についてご説明申し上げます。

初めに、議案第25号 砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、本制度の期間延長を行うことにより企業の立地を促進するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市企業振興促進条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第25号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

附則第3項は、この条例の失効の定めであり、「平成28年3月31日」を「平成32年3月31日」に改めるものであります。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第26号 砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由につきましては、助成対象となる事業の範囲を拡充することにより、商店街

の店舗整備を促進するとともに、新規創業を支援するため、本条例の一部を改正しようとするものです。

初めに、改正の概要について申し上げますが、砂川市内の商業地域及び近隣商業地域で小売商業店舗等を開店した場合、現行では空き店舗での開店のみが助成対象でしたが、開店前の建物要件を空き店舗に限らず、空き事務所、空き住宅などの空き建築物を助成対象とするものであります。また、改装費の助成対象につきましても、現行では店内の床、壁、天井の店内改装費であったものを店舗正面外壁の改装も助成対象とするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市中小企業等振興条例の一部を改正する条例であります。改正の内容につきましては3ページ、議案第26号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。向かいまして左が現行、右が改正後となっており、改正部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

第8条は、商店街店舗整備事業に対する助成の定めであり、「一」を「いずれか」に改めるものであります。

第1項第2号の「空き店舗を」を「空き建築物の」に改め、第2項第2号アの「店内改装費」を「建築物改装費」に、「店舗の店内改装」を「店舗の用に供する目的で改装」に改めるものであります。

第11条は、人材の育成事業に対する助成の定めであり、「中小企業事業団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に、「中小企業大学校で」を「中小企業大学校が行う」に改めるものであります。

4ページをお開き願います。第1項は、施行期日であり、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

第2項は、経過措置の定めであり、この条例の施行の際現にこの条例による改正前の砂川市中小企業等振興条例の規定により助成金の交付を受けている者については、なお従前の例によるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 （登壇） 議案第27号 砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、砂川小学校のミーティングルームを砂川学童保育所として使用するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開きいただきたいと存じます。砂川市立学校施設使用条例の一部を改正する条例についてであります。改正の内容につきましては3ページ、議案第27号附属説明資料の新旧対照表でご説明申し上げます。左が現行、右が改正後となっており、改正部分にはアンダーラインを付しております。

第2条は、学校の名称及び使用可能学校施設の規定であり、砂川小学校の項中「ミーテ

イングルーム」を削るものであります。

附則として、この条例は、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 議案第30号 砂川市過疎地域自立促進市町村計画についてご説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の改正に伴い、同法第6条第1項の規定により、平成28年度から平成32年度までの新たな砂川市過疎地域自立促進市町村計画を定めることについて議会の議決を求めるものであります。

過疎地域指定の経緯をご説明いたしますと、本市は人口減少や高齢化などにより、平成9年4月に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、砂川市過疎地域活性化計画を策定いたしました。その後過疎地域活性化特別措置法の失効により、新たに過疎地域の自立促進を図り、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とし、期間を10年間とする過疎地域自立促進特別措置法が平成12年4月1日に施行されたことから、同法第6条第1項の規定により、砂川市過疎地域自立促進市町村計画について平成12年第3回定例会において前期5カ年計画、平成16年第4回定例会において後期5カ年計画の議決をいただき、地域の自立促進を図ることとして各種の過疎対策事業を実施してきたところであります。過疎地域自立促進特別措置法は平成22年3月31日に失効するものでありましたが、過疎地域を取り巻く厳しい現状を踏まえ、過疎対策事業債に過疎地域の自立促進に資するソフト事業を対象として加えるなど、平成22年4月1日に平成28年3月31日までの6カ年とする過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律として施行されたことにより、平成22年度から平成27年度までの市町村計画について平成22年第3回定例会において議決をいただき、過疎対策事業を実施してきたところでありますが、東日本大震災の発生により被災市町村において事業の進捗に大幅なおくれが生じることが想定されたことから、平成24年6月に失効期限を平成33年3月31日とする一部改正が行われたところであり、過疎対策事業債などの財政上の特別措置は市町村計画に基づいて行う事業を対象としておりますので、新たに平成28年度から平成32年度までの5カ年を計画期間とする市町村計画を策定するものであります。

本計画の策定の経過についてご説明をいたしますが、平成27年5月15日に総務省、農林水産省、国土交通省の連名による各都道府県に対する通知において策定要領が示されたところであり、各所管課でそれぞれの分野、項目における現況と問題点、その対策、計画について検討を進め、計画の素案作成に向けて総体的に調整を図ったところでございます。市町村計画の策定に当たりましては、同法第6条第4項の規定により、あらかじめ都道府県との協議が必要とされていることから、事前協議として計画に係る関係資料を空知

総合振興局に提出し、その後総合振興局各部及び本庁各部における意見調整を経て、平成28年2月24日に計画案について北海道との協議が成立したところでございます。

それでは、計画内容についてご説明をいたします。1ページの1、基本的な事項からご説明を申し上げます。(1)は砂川市の概況であります。①、自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要、2ページに②、過疎の状況、下段に③、社会経済的発展の方向の概要について3ページ上段にかけまして掲載しております。

4ページ、(2)は人口及び産業の推移と動向についてまとめたところであり、5ページから7ページに人口の推移、人口の見通し、産業別人口の動向について、国勢調査結果、住民基本台帳人口及び社人研推計に準拠した人口推計により掲載しております。

8ページ、(3)は行財政の状況についてまとめたところであり、9ページから10ページに砂川市機構図、11ページは広域行政の状況、12ページは市町村財政の状況及び主要公共施設等の整備状況を掲載しております。

13ページ、(4)は地域の自立促進の基本方針として、砂川市第6期総合計画に基づいて今後における考え方と方向性を掲載しております。

下段の(5)計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5カ年間を砂川市過疎地域自立促進市町村計画の計画期間とするものであります。

次に、14ページから22ページにかけて掲載しております2、産業の振興につきましてご説明をいたします。14ページから(1)現況と問題点として、①、農林業、②、商工業、③、産業振興(異業種連携)、④、労働環境、⑤、観光についてそれぞれ整理するとともに、18ページに(2)その対策として現況と問題点を踏まえた講ずるべき対策を19項目掲載しております。

さらに、19ページの(3)計画として、その対策に係る事業であり、第6期総合計画策定時の事業及び砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業を基本に、過疎対策事業債の対象となり得る事業を掲載しております。なお、この計画の表中の事業名(施設名)欄につきましては、国の定めた表示方法で掲載をすることになっており、括弧の番号が一連となっていない部分がございますが、当市には該当する事業がない部分であり、また事業名欄に記載されております過疎地域自立促進特別事業が過疎対策事業債の対象となるソフト事業となる部分であります。

以下、23ページの3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進から62ページの10、その他地域の自立促進に関し必要な事項まで、同様の考え方で記載しておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、23ページから28ページにかけて掲載しております3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進につきましては、23ページ、(1)現況と問題点として①、道路環境、②、交通環境、③、情報通信基盤について整理するとともに、24ページには道路、橋梁の状況を表にまとめたところであり、25ページに(2)その対策として7項

目、27ページから28ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

次に、29ページから40ページにかけて掲載しております4、生活環境の整備につきましては、29ページ、(1)現況と問題点として①、循環型社会、②、衛生環境、③、環境保全、④、安全生活環境、⑤、消防・救急、⑥、地域防災、⑦、住環境、⑧、上下水道、⑨、快適空間、⑩、治山・治水について整理するとともに、33ページには上水道、下水道の状況を表にまとめたところであり、34ページ、35ページに(2)その対策として24項目、36ページから40ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

次に、41ページから50ページにかけて掲載しております5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、41ページ、(1)現況と問題点として①、高齢者福祉、②、子育て支援、母子・父子福祉、③、障害者福祉、④、地域福祉、⑤、健康について整理するとともに、44ページには(2)その対策として17項目、45ページから50ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

次に、51ページから53ページに掲載しております6、医療の確保につきましては、51ページに(1)現況と問題点として①、医療について整理するとともに、52ページには(2)その対策として4項目、53ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

次に、54ページから58ページにかけて掲載しております7、教育の振興につきましては、54ページ、(1)現況と問題点として①、学校教育、②、生涯学習、③、スポーツ・レクリエーションについて整理するとともに、56ページに(2)その対策として11項目、57ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

次に、59ページから60ページにかけて掲載しております8、地域文化の振興等につきましては、59ページに(1)現況と問題点として①、芸術・文化・文化財について整理するとともに、下段に(2)その対策として2項目、60ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

61ページに掲載しております9、集落の整備につきましては、(1)現況と問題点として整理をいたしましたが、現在集落に関する再編、移転等の計画がありませんので、(2)その対策と(3)計画については掲載をしております。

次に、62ページから64ページにかけて掲載しております10、その他地域の自立促進に関し必要な事項につきましては、62ページに(1)現況と問題点として①、協働、②地域コミュニティについて整理するとともに、63ページに(2)その対策として4項目、64ページには(3)計画として実施事業について掲載をしております。

最後に、65ページから82ページにかけては計画期間内における過疎地域自立促進特別事業分、いわゆるソフト事業分のみを集約した事業計画一覧表であります。

以上、概略的にご説明を申し上げましたが、本計画は現過疎地域自立促進市町村計画の考え方を踏まえて計画を策定するものであり、今後第6期総合計画における実施計画の策定及び総合戦略の見直しなどにより計画に変更が必要となる場合につきましては、北海道が定めた過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る事務処理要綱に基づき、必要に応じ次年度以降修正、追加等を行ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 議案第28号 砂川市地域交流センターの指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市地域交流センター条例第7条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市地域交流センター、砂川市東3条北2丁目3番地3であります。

2の指定管理者の名称は、特定非営利活動法人ゆうであります。

3の管理を行わせる期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までであります。

指定の理由は、砂川市地域交流センターについては、特定非営利活動法人ゆうが指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長 水島美喜子君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 (登壇) 議案第29号 砂川市ふるさと活性化プラザの指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

地方自治法第244条の2第6項及び砂川市ふるさと活性化プラザ条例第6条の規定に基づき、指定管理者を下記のとおり指定したいので、議会の議決を求めるものであります。

1の管理を行わせる施設の名称及び所在地は、砂川市ふるさと活性化プラザであり、所在地は砂川市北光336番地であります。

2の指定管理者の名称は、砂川ハイウェイオアシス管理株式会社であります。

3の管理を行わせる期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までであります。

指定の理由は、砂川市ふるさと活性化プラザにつきましては、砂川ハイウェイオアシス管理株式会社が指定管理者として管理運営体制が維持されており、その実績により継続して当該法人を指定しようとするものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。



○副議長 水島美喜子君 以上で各議案の提案説明を終わります。

◎散会宣告

○副議長 水島美喜子君 以上で本日の日程は全て終了しました。  
本日はこれで散会します。

散会 午前11時56分